

HSBC プレミア・アカウント規定 一部変更のお知らせ

HSBC プレミアでは、HSBC プレミア・アカウントのご利用の際にお客様よりご同意いただきますHSBCプレミア・アカウント各規定を2009年12月1日より、一部改訂いたします。改訂の趣旨は下記のとおりです。お客様におかれましては、下記の変更事項をご一読のうえ、ご理解・ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

記

● 暴力団排除条項の追加について

反社会的勢力への対応に関し平成19年6月19日に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」、およびそれを踏まえて全国銀行協会によって制定された暴力団排除条項の参考例を受けて、HSBCプレミア・アカウント一般取引規約（HSBCプレミア規約集第1章）に、いわゆる暴力団排除条項を追加しました。

条文は後記、HSBCプレミア規約集新旧対応表をご覧ください。

ご不明な点等ございましたら、担当のリレーションシップ・マネジャーまたはコールセンター（0120-777-369、24時間365日）までお問合せください。今後とも末永くお取引賜りますようお願い申し上げます。

以上

2009年10月30日
HSBCプレミア

HSBC プレミア規約集 条文新旧対応表

（下線部分が変更箇所）

● 2009年12月1日変更分

条 項	現 在	改 訂 後
第1章第5条 第3項	(新設)	プレミア・アカウントは、 <u>第20条第5項第1号、第2号(1)から(6)および第3号(1)から(5)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第20条第5項第1号、第2号(1)から(6)または第3号(1)から(5)の一つにでも該当する場合には、当行はプレミア・アカウントの開設をお断りするものとします。</u>

<p>第1章第20条 第5項</p>	<p>(新設)</p>	<p>前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行はプレミア・アカウントにかかる取引を停止し、またはお客様に通知することによりプレミア・アカウントを解約することができるものとしします。</p> <p>① <u>お客様が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>② <u>お客様が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p>(1) <u>暴力団</u> (2) <u>暴力団員</u> (3) <u>暴力団準構成員</u> (4) <u>暴力団関係企業</u> (5) <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> (6) <u>その他前各号に準ずる者</u></p> <p>③ <u>お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u></p> <p>(1) <u>暴力的な要求行為</u> (2) <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u> (3) <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> (4) <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u> (5) <u>その他前各号に準ずる行為</u></p>
<p>第1章第20条 第6項</p>	<p><u>第5項</u> 前項に定めるほか、当行が別途定める期間、お客様によるプレミア・アカウントの利用がない場合、または法令により認められる場合には、当行はプレミア・アカウントにおける取引を制限もしくは停止し、またはお客様に通知することによりプレミア・アカウントを解約することができるものとしします。</p>	<p><u>第6項</u> 前2項に定めるほか、当行が別途定める期間、お客様によるプレミア・アカウントの利用がない場合、または法令により認められる場合には、当行はプレミア・アカウントにおける取引を制限もしくは停止し、またはお客様に通知することによりプレミア・アカウントを解約することができるものとしします。</p>
<p>第1章第20条 第7項</p>	<p><u>第6項</u> 当行が解約の通知を届出の住所に宛てて発送した場合に、その通知が延着または到着しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとみなします。</p>	<p><u>第7項</u> (同左)</p>